

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2月 8日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ゲオホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0568 - 33 - 3200 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉川 恭史
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ゲオホールディングス (愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ゲオホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ウェアハウスをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ウェアハウス

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

平成20年3月27日開催の対象者定時株主総会及び平成20年4月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を6,460,200株（対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（10,728,000株）に対する割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：60.22%）を所有（注1）し、対象者を連結子会社としております。この度、当社は、平成25年2月7日開催の当社取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者株式（当社が既に所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数について、上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けにおいて、当社が対象者株式（当社が既に所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社は、対象者に対して後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載された一連の手続の実行を要請し、対象者が所有する自己株式以外の対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しています。当該手続が実行された場合には、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。ただし、上記の手続きの実施については、本公開買付けにおいて163,100株（注2）以上の応募があり、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを実施の条件とします。

なお、対象者が平成25年2月7日に公表した「支配株主である株式会社ゲオホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成25年2月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けは、対象者企業価値を向上させるものであること、公正な手続を通じて対象者の株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、本公開買付けにおける対象者株式の買付け価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及びその決定過程が妥当であることから、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役2名）の全員一致で決議したとのことです。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員（3名）が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者公表の平成25年2月7日付「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」によれば、本公開買付けにおいては、いわゆる二段階買収が予定されているため、本公開買付けに応じた株主と、本公開買付けに応じずに本公開買付け後に予定されている完全子会社化手続まで株主たる地位を維持する株主とに分かれることが想定されており、本公開買付けに応じるか否かによって、対象者の株主優待制度に関する取扱いに不公平が生じることのないよう、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、株主優待制度を廃止する旨を決議したとのことです。

（注1） 当社の対象者株式に対する議決権ベースでの所有割合は、対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数99,218個に、対象者の上記四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の単元未満株式数（1,200株）から、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が所有する単元未満自己株式数（56株）を控除した1,144株に係る議決権の数（11個）及び対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権（180個）の目的となる対象者株式の数（18,000株）から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた

平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数(6,000株)を控除した数(12,000株)に係る議決権の数(120個)を加算した議決権の数99,349個を分母として計算した場合、65.03%となります。

(注2) 上記(注1)に記載された議決権の数99,349個の2/3超となる議決権(66,233個)に相当する株式数(6,623,300株)から本書提出日現在、当社が所有する対象者株式(6,460,200株)を控除した数である163,100株

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、ポケットマネーで楽しめるレジャーを、リーズナブルな価格でお客様に提供するという経営方針のもと、マルチパッケージ(DVD・CD・ゲームソフト・書籍などの商品群)をマルチサプライ(レンタル・リユース販売・新品販売)にて提供する「ゲオショップ」に加え、総合リユースショップの「セカンドストリート」、衣料・服飾雑貨専門のリユースショップの「ジャンプストア」の運営を主軸とし、その他ゲームセンター等の娯楽施設の運営等、さまざまな楽しさを提供するサービスを全国に展開しております。

一方、対象者におきましては、「ウェアハウスに行けば、何か楽しいことに出会える」をコンセプトに、DVD・CD等のレンタル、ゲーム、ビリヤード、カラオケなどの余暇関連サービスの提供を行っております。

当社と対象者の関係につきましては、平成16年11月に包括的な業務・資本提携を行い、その後、対象者との更なる連携のため対象者を連結子会社とすることを目的として当社が平成22年5月に対象者株式に対して行った公開買付け(平成22年5月14日に公表したもので、以下「平成22年公開買付け」といいます。)により、当社の対象者株式所有割合は60.22%(平成22年公開買付けの決済の開始日である平成22年7月2日現在)となり、対象者は当社の連結子会社となり現在に至っております。

一方で、昨今の経済状況につきましては、依然として消費者の生活防衛意識の高まりや節約志向は続いており、消費を取り巻く環境は厳しさが増しております。さらに、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小等の環境変化から、主要客層の獲得のため、消費者の新たなニーズへの対応が必要となっております。

このような状況の中、今後、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要である状況となりました。当社は、当社グループが提供する商品やサービス、店舗網を活かし、消費者のニーズを捉えた営業施策を実施していくことが最重要課題であるとの認識のもと、対象者との統合の必要性について検証を重ねました。そして、当社と対象者が統合した場合には、当社グループの店舗網がこれまで中部地方を中心とした展開となっており、関東地方における基盤が比較的手薄であったところ、従来から関東地方において一定の店舗網を構築してきた対象者との協業を図れることにつながり、相互に地理的補完ができるようになり、両者の知名度向上に寄与するメリットが大きいとの考えを持つに至り、平成24年12月頃から本公開買付けについて対象者と協議・検討を開始しました。その結果、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、店舗運営面を中心に、対象者との情報共有を一層強化し、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行える体制を整え、当社と対象者が一体となって、柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが不可欠であるとの認識に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような戦略を迅速に意思決定して実施していくためには、当社が対象者の全株式を取得する方法により、対象者を当社の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に達しました。

また、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な関係を構築することで、人材の再配置や業務の分担をグループ全体で考慮できることによる人材効率化に加え、適正な資金配分によるグループ全体での有利子負債の圧縮による費用負担の軽減が見込まれます。更には、当社グループの事業セグメントの見直しによる、機動的な再編も選択肢に加えうるものと考えます。

以上を踏まえ、本公開買付けを実施することが当社グループの収益力強化に繋がるとの結論に至り、最終的に平成25年2月7日開催の当社取締役会において対象者を完全子会社化することを目的とする本公開買付けの実施を決議いたしました。なお、本公開買付け後、対象者の役員構成は現状を維持するものとし、当社から役員の追加派遣は予定しておりません。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者が当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月4日付けでみずほ証券から株式価値算定書を受領しました。当社は、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーの選定にあたっては、当該業務取扱実績も勘案して決定しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法の各手法によって対象者の株式価値の算定を行いました。当該各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 213円から221円
DCF法 256円から361円
類似会社比較法 284円から389円

市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における対象者株式の基準日の終値（221円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（221円、小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（213円、小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（218円、小数点以下を四捨五入）を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでおりません。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと分析しております。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付価格について検討し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付価格を1株当たり300円と決定いたしました。なお、平成22年公開買付けにおける公開買付価格（410円、（以下「平成22年公開買付価格」といいます。））と本公開買付価格（300円）との差額（110円）につきましては、対象者株式の東京証券取引所市場における株価水準が変動したこと（平成22年公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値が327円であったところ、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値は220円）に加えて、公開買付価格に対するプレミアム水準（平成22年公開買付価格（410円）の当該公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値327円に対するプレミアムが25.38%（小数点以下第三位を四捨五入）であったところ、本公開買付価格（300円）の当該公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値220円に対するプレミアムは36.36%（小数点以下第三位を四捨五入））に相違があること、また、みずほ証券から本公開買付けにおいて取得した対象者株式に関する株式価値算定書を反映したことにより生じたものとなります。

なお、本公開買付価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値（220円）に対して36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（221円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において、以下同じとします。）に対して35.75%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年11月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（213円）に対して40.85%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成24年8月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（218円）に対して37.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

また、本書提出日の前営業日である平成25年2月7日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値（224円）に対して33.93%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となっております。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等

の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である虎ノ門有限責任監査法人（以下「虎ノ門監査法人」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月6日付で虎ノ門監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、虎ノ門監査法人からは本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。なお、虎ノ門監査法人は、対象者が提出した事業計画に基づき、市場株価法、DCF法の各種法を用いて分析を行い、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値算定として示されているとのことです。

市場株価法では、算定基準日を平成25年2月6日、算定期間を平成24年8月7日から平成25年2月6日までの6ヶ月間とし、過去1ヶ月（終値単純平均221円、出来高加重平均220円、小数点以下を四捨五入）、3ヶ月（終値単純平均213円、出来高加重平均213円、小数点以下を四捨五入）、6ヶ月（終値単純平均218円、出来高加重平均217円、小数点以下を四捨五入）の対象者株式の市場株価の終値単純平均値及び日々の出来高加重平均値の最大及び最小をレンジとして採用して算定されているとのことです。

DCF法では、エクイティキャッシュフロー法（株主に帰属するキャッシュ・フローを適正な資本コストで割引評価する方法）により、対象者の平成25年3月期から平成30年3月期までの事業計画及びその関連データを基礎として、同計画最終年度の水準が継続するものと仮定してキャッシュ・フローを算定し対象者株式価値が算定されているとのことです。なお、同事業計画には大幅な増減収及び増減益が見込まれる年は含まれていないとのことです。その結果、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。

また、対象者は、虎ノ門監査法人による株価算定手法に関して、対象者の社外監査役2名より、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを踏まえれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、ないし従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、当社は本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、対象者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格について、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

対象者における社外監査役からの少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が対象者の支配株主であること等を勘案して、対象者の社外監査役である市川彰弘氏（税理士）及び坂巻靖哲氏（公認会計士）の2名から、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書（平成25年2月6日付）を取得したとのことです。かかる意見書の概要は次のとおりとのことです。すなわち、本公開買付価格の交渉経緯について、対象者の取締役6名のうち当社ないし当社グループ会社の役員を兼務している清水松生氏（㈱ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史氏（㈱ゲオホールディングス取締役兼務）、光安浩二氏（㈱ゲオディノス代表取締役兼務）、今井則幸氏（㈱ゲオ取締役兼務）の4名（清水松生氏、吉川恭史氏、光安浩二氏及び今井則幸氏を総称して、以下「兼務役員」といいます。）を排除して公正性が担保された非兼務取締役2名（石田満、植田季明）が交渉・検討を行ったことは妥当である、虎ノ門監査法人による株価算定手法について、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを勘案すれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である、対象者が平成24年10月25日付で公表した「第2四半期業績予想と実績との差異、通期業績予想の修正並びに特別損失計上に関するお知らせ」（以下「本下方修正開示」といいます。）について、本下方修正開示はその時期・内容ともに法令に従った適切なものであり、本下方修正開示は帳簿上過大に評価されていた対象者の企業価値を現実の企業価値に引き直した結果によるものであるため、本下方修正開示を織り込んだ後の株価こそが適性株価であり、さらに、本下方修正開示前後の対象者の株価を分析した結果、本下方修正開示による対象者の株価下落インパクトは本公開買付けの開始までに十分な時間があることから市場において本下方修正開示を踏まえた対象者株式の取引が形成されており、本下方修正開示が本公開買付価格に不当な影響を与えたことは認められない、本公開買付価格の妥当性担保に関して、比較的長期の本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）、対象者の買収防衛策の不導入、対象者と対抗的買収者との接触を禁じる等の取引保護条項の不存在を考慮すれば、本公開買付けは対抗的買収者の出現余地を残しており本公開買付価格の妥当性は担保されている、利益相反の排除について、早期から当社及び対象者とは独立した弁護士からのリーガルアドバイスを心得最終的には同弁護士から本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書を取得し、本件決議を行った取締役会から

は特別利害関係人が排除され、完全子会社化手続を実施する予定時期及びその対価が本公開買付価格と同等となる予定であることを明示することにより、少数株主に対する強圧性の問題も解決できている、そして結論として、本公開買付価格は、その金額及び決定過程のいずれも、少数株主にとって不利益なものではなく保護の観点から見て妥当であり、本件決議の内容も少数株主にとって不利益なものでない保護の観点から見て妥当である、とする旨を内容とする意見書とのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者とは独立した森の風法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、森の風法律事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねたとのことです。また、森の風法律事務所より本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書（平成25年2月6日付）を受領したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、当社から打診のあった本公開買付価格に関する対象者社内における検討及び当社との交渉は、利益相反を回避すべく、4名の兼務役員（清水松生氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、光安浩二氏（株）ゲオディノス代表取締役兼務）、今井則幸氏（株）ゲオ取締役兼務）の関与を排除し、兼務役員でない対象者取締役である石田満氏と植田季明氏の2名が全て行ったとのことです。両取締役は、本公開買付け後の地位保障について当社と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して当社から利益供与を受けたこともないとのことです。なお、両取締役はそれぞれ対象者株式を20,620株（所有割合：0.19%）、33,800株（所有割合：0.32%）所有する少数株主（所有株式数の合計：54,420株、所有割合：0.51%）であり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う人選として妥当であると考えているとのことです。

本件決議を行うにあたっては、利益相反のある兼務役員の4名は審議・決議に加わっていないとのことです。そして、本件決議において、本公開買付けは、対象者企業価値を向上させるものであること、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、本公開買付価格及びその決定過程が妥当であることから判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役2名）の全員一致で決議したとのことです。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員（3名）が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断の機会を確保しつつ、当社以外の者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、以下の方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。ただし、下記の手続きの実施については、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募があり、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%（小数点以下第三位を四捨五入しております。）以上であることを実施の条件とします。具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（対象者が所有する自己株

式を除きます。)の取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付すること、上記「ないし」を付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし上記「ないし」を付議議案に含む普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。また、当社は、上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記「ないし」の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式(対象者が所有する自己株式を除きます。)は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者の別の種類の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別の種類の株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一の価格となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別の種類の株式の内容及び数は、本書提出日現在未定であります。当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することになるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付する数が1株に満たない端数となるよう決定される予定であります。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記「ないし」の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記「ないし」の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、上記「ないし」の本臨時株主総会決議に基づいて全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外の対象者の株主の对象者株式の所有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施までに時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により当社が対象者の発行済株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することを予定しております。この場合における当該対象者の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格と同一の価格となるよう算定される予定です。上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催については、平成25年5月下旬頃を目処に開催される予定です。具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。本公開買付けにおいて、163,100株以上の応募がなく、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)以上にならない場合には、当社は対象者株式の追加取得や上記の手続きを含む対象者との組織再編行為を行う予定はございません。

なお、対象者の本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、当社は、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、当社が本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募があり、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)以上であることを条件として、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。なお、本公開買付けにおいて163,100株以上の応募がなく、本公開買付け後の当社の対象者株式に係る株券等所有割合が66.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)に満たない場合には、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続は実行されず、対象者株式の上場は維持される予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月8日(金曜日)から平成25年3月25日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	平成25年2月8日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金300円
新株予約権証券	本新株予約権 1個につき金 1円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月4日付けでみずほ証券から株式価値算定書を受領しました。当社は、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーの選定にあたっては、当該業務取扱実績も勘案して決定しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法によって対象者の株式価値の算定を行いました。当該各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 213円から221円 DCF法 256円から361円 類似会社比較法 284円から389円</p> <p>市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値(221円)、直近1ヶ月間の終値の単純平均値(221円、小数点以下を四捨五入)、直近3ヶ月間の終値の単純平均値(213円、小数点以下を四捨五入)及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値(218円、小数点以下を四捨五入)を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと分析しております。</p>

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでおりません。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと分析しております。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付価格について検討し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付価格を1株当たり300円と決定いたしました。なお、平成22年公開買付価格(410円)と本公開買付価格(300円)との差額(110円)につきましては、対象者株式の東京証券取引所市場における株価水準が変動したこと(平成22年公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値が327円であったところ、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値は220円)に加えて、公開買付価格に対するプレミアム水準(平成22年公開買付価格(410円)の当該公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値327円に対するプレミアムが25.38%(小数点以下第三位を四捨五入)であったところ、本公開買付価格(300円)の当該公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値220円に対するプレミアムは36.36%(小数点以下第三位を四捨五入))に相違があること、また、みずほ証券から本公開買付けにおいて取得した対象者株式に関する株式価値算定書を反映したことにより生じたものとなります。

なお、本公開買付価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値(220円)に対して36.36%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成25年1月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(221円)に対して35.75%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年11月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(213円)に対して40.85%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成24年8月7日から平成25年2月6日まで)の終値単純平均(218円)に対して37.61%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

また、本書提出日の前営業日である平成25年2月7日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値(224円)に対して33.93%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた価格となっております。

	<p>新株予約権</p> <p>本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>昨今の経済状況につきましては、依然として消費者の生活防衛意識の高まりや節約志向は続いており、消費を取り巻く環境は厳しさが増しております。さらに、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小等の環境変化から、主要客層の獲得のため、消費者の新たなニーズへの対応が必要となっています。</p> <p>このような状況の中、今後、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要である状況となりました。当社は、当社グループが提供する商品やサービス、店舗網を活かし、消費者のニーズを捉えた営業施策を実施していくことが最重要課題であるとの認識のもと、対象者との統合の必要性について検証を重ねました。そして、当社と対象者が統合した場合には、当社グループの店舗網がこれまで中部地方を中心とした展開となっており、関東地方における基盤が比較的手薄であったところ、従来から関東地方において一定の店舗網を構築してきた対象者との協業を図れることにつながり、相互に地理的補完ができるようになり、両者の知名度向上に寄与するメリットが大きいの考えを持つに至り、平成24年12月頃から本公開買付けについて対象者と協議・検討を開始しました。その結果、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、店舗運営面を中心に、対象者との情報共有を一層強化し、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行える体制を整え、当社と対象者が一体となって、柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが不可欠であるとの認識に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような戦略を迅速に意思決定して実施していくためには、当社が対象者の全株式を取得する方法により、対象者を当社の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に達しました。</p> <p>また、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な関係を構築することで、人材の再配置や業務の分担をグループ全体で考慮できることによる人材効率化に加え、適正な資金配分によるグループ全体での有利子負債の圧縮による費用負担の軽減が見込まれます。更には、当社グループの事業セグメントの見直しによる、機動的な再編も選択肢に加えることとなるものと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、本公開買付けを実施することが当社グループの収益力強化に繋がるとの結論に至り、最終的に平成25年2月7日開催の当社取締役会において対象者を完全子会社化することを目的とする本公開買付けの実施を決議いたしました。</p>

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置)

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月4日付けでみずほ証券から株式価値算定書を受領しました。当社は、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーの選定にあたっては、当該業務取扱実績も勘案して決定しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法によって対象者の株式価値の算定を行いました。当該各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	213円から221円
DCF法	256円から361円
類似会社比較法	284円から389円

市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値（221円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（221円、小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（213円、小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（218円、小数点以下を四捨五入）を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでおりません。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと分析しております。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付価格について検討し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付価格を1株当たり300円と決定いたしました。なお、平成22年公開買付価格（410円）と本公開買付価格（300円）との差額（110円）につきましては、対象者株式の東京証券取引所市場における株価水準が変動したこと（平成22年公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値が327円であったところ、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値は220円）に加えて、公開買付価格に対するプレミアム水準（平成22年公開買付価格（410円）の当該公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値327円に対するプレミアムが25.38%（小数点以下第三位を四捨五入）であったところ、本公開買付価格（300円）の当該公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値220円に対するプレミアムは36.36%（小数点以下第三位を四捨五入））に相違があること、また、みずほ証券から本公開買付けにおいて取得した対象者株式に関する株式価値算定書を反映したことにより生じたものとなります。

なお、本公開買付価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値（220円）に対して36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（221円）に対して35.75%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年11月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（213円）に対して40.85%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成24年8月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（218円）に対して37.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

また、本書提出日の前営業日である平成25年2月7日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値（224円）に対して33.93%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となっております。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行えないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得していません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である虎ノ門監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月6日付で虎ノ門監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、虎ノ門監査法人からは本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。なお、虎ノ門監査法人は、対象者が提出した事業計画に基づき、市場株価法、DCF法の各種法を用いて分析を行い、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値算定として示されているとのことです。

市場株価法では、算定基準日を平成25年2月6日、算定期間を平成24年8月7日から平成25年2月6日までの6ヶ月間とし、過去1ヶ月（終値単純平均221円、出来高加重平均220円、小数点以下を四捨五入）、3ヶ月（終値単純平均213円、出来高加重平均213円、小数点以下を四捨五入）、6ヶ月（終値単純平均218円、出来高加重平均217円、小数点以下を四捨五入）の対象者株式の市場株価の終値単純平均値及び日々の出来高加重平均値の最大及び最小をレンジとして採用して算定されているとのことです。

DCF法では、エクイティキャッシュフロー法（株主に帰属するキャッシュ・フローを適正な資本コストで割引評価する方法）により、対象者の平成25年3月期から平成30年3月期までの事業計画及びその関連データを基礎として、同計画最終年度の水準が継続するものと仮定してキャッシュ・フローを算定し対象者株式価値が算定されているとのことです。なお、同事業計画には大幅な増減収及び増減益が見込まれる年は含まれていないとのことです。その結果、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。

また、対象者は、虎ノ門監査法人による株価算定手法に関して、対象者の社外監査役2名より、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを踏まえれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、ないし従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、当社は本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、対象者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け価格について、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

対象者における社外監査役からの少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者は、当社が対象者の支配株主であること等を勘案して、対象者の社外監査役である市川彰弘氏（税理士）及び坂巻靖哲氏（公認会計士）の2名から、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書（平成25年2月6日付）を取得したとのことです。かかる意見書の概要は次のとおりとのことです。すなわち、本公開買付価格の交渉経緯について、対象者の取締役6名のうち当社ないし当社グループ会社の兼務役員4名（清水松生氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、光安浩二氏（株）ゲオディノス代表取締役兼務）、今井則幸氏（株）ゲオ取締役兼務）を排除して公正性が担保された非兼務取締役2名（石田満、植田季明）が交渉・検討を行ったことは妥当である、虎ノ門監査法人による株価算定手法について、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを勘案すれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である、対象者が平成24年10月25日付で公表した本下方修正開示について、本下方修正開示はその時期・内容ともに法令に従った適切なものであり、本下方修正開示は帳簿上過大に評価されていた対象者の企業価値を現実の企業価値に引き直した結果によるものであるため、本下方修正開示を織り込んだ後の株価こそが適性株価であり、さらに、本下方修正開示前後の対象者の株価を分析した結果、本下方修正開示による対象者の株価下落インパクトは本公開買付けの開始までに十分な時間があることから市場において本下方修正開示を踏まえた対象者株式の取引が形成されており、本下方修正開示が本公開買付価格に不当な影響を与えたことは認められない、本公開買付価格の妥当性担保に関して、比較的長期の公開買付期間、対象者の買収防衛策の不導入、対象者と対抗的買収者との接触を禁じる等の取引保護条項の不存在を考慮すれば、本公開買付けは対抗的買収者の出現余地を残しており本公開買付価格の妥当性は担保されている、利益相反の排除について、早期から当社及び対象者とは独立した弁護士からのリーガルアドバイスを心得最終的には同弁護士から本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書を取得し、本件決議を行った取締役会からは特別利害関係人が排除され、完全子会社化手続を実施する予定時期及びその対価が本公開買付価格と同等となる予定であることを明示することにより、少数株主に対する強圧性の問題も解決できている、そして結論として、本公開買付価格は、その金額及び決定過程のいずれも、少数株主にとって不利益なものではなく保護の観点から見て妥当であり、本件決議の内容も少数株主にとって不利益なものでない保護の観点から見て妥当である、とする旨を内容とする意見書とのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者とは独立した森の風法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、森の風法律事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねたとのことです。また、森の風法律事務所より本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書（平成25年2月6日付）を受領したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、当社から打診のあった本公開買付価格に関する対象者社内における検討及び当社との交渉は、利益相反を回避すべく、4名（清水松生氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、光安浩二氏（株）ゲオディノス代表取締役兼務）、今井則幸氏（株）ゲオ取締役兼務）の兼務役員の関与を排除し、兼務役員でない対象者取締役である石田満氏と植田季明氏の2名が全て行ったとのこと。両取締役は、本公開買付け後の地位保障について当社と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して当社から利益供与を受けたこともないとのこと。なお、両取締役はそれぞれ対象者株式を20,620株（所有割合：0.19%）、33,800株（所有割合：0.32%）所有する少数株主（所有株式数の合計：54,420株、所有割合：0.51%）であり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う人選として妥当であると考えているとのこと。

本件決議を行うにあたっては、利益相反のある兼務役員の4名は審議・決議に加わっていないとのこと。そして、本件決議において、本公開買付けは、対象者企業価値を向上させるものであること、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、本公開買付価格及びその決定過程が妥当であることから判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役2名）の全員一致で決議したとのこと。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員（3名）が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断の機会を確保しつつ、当社以外の者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておらず、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,474,744 (株)	(株)	(株)

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注3) 買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する可能性のある対象者の株券等の最大の数(3,474,744株)を記載しています。
これは、対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(10,728,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(805,056株)及び本書提出日現在における当社が所有する対象者株式の数(6,460,200株)を控除した株式数に、対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(180個)の目的となる対象者株式の数(18,000株)から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数(6,000株)を控除した数(12,000株)を加算した株式数です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	34,747
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	120
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月8日現在)(個)(d)	64,602
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月8日現在)(個)(g)	544
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	99,218
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j))(%)	34.97
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,474,744株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(180個)の目的となる株式の数(18,000株)から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数(6,000株)を控除した数(12,000株)に係る議決権の数(120個)を記載しております。

- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月8日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株式(ただし、対象者の所有する自己株式を除きます。)についても対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月8日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年11月8日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。
ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記四半期報告書に記載された総株主の議決権の数99,218個に、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の単元未満株式数(1,200株)から、対象者の上記第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が所有する単元未満自己株式数(56株)を控除した1,144株に係る議決権の数(11個)及び対象者が平成24年6月28日に提出した第33期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(180個)の目的となる対象者株式の数(18,000株)から当社が対象者より平成24年12月28日に報告を受けた平成24年5月31日以降平成24年12月28日までに減少した本新株予約権60個の目的となる対象者株式の数(6,000株)を控除した数(12,000株)に係る議決権の数(120個)を加算した議決権の数99,349個を分母として計算しています。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募される方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡による取得について対象者の取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認書」をご提出ください。「譲渡承認書」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1）対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

（注2）本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等（本人確認種類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限り、また、当該本人確認種類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間又は期限のある書類は有効なものに限り、）及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し（ ）が必要となります。

（ ） 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

（注3）日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,042,423,200
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	4,000,000
合計(a) + (b) + (c)	1,066,423,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(3,474,744株)に、1株当たりの買付価格(300円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	2,320,742
普通預金	319
計(a)	2,321,062

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,321,062千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月28日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定していないため、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びウないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月29日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出

事業年度 第25期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月12日関東財務局長に提出する予定です。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ゲオホールディングス

（愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	65,207(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	65,207		
所有株券等の合計数	65,207		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式805,056株(所有割合7.50%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数61個を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	64,602(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	64,602		
所有株券等の合計数	64,602		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(平成25年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	605 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	605		
所有株券等の合計数	605		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式805,056株(所有割合7.50%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数61個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成25年2月8日現在)

氏名又は名称	株式会社ウェアハウス
住所又は所在地	東京都足立区保木間一丁目1番19号
職業又は事業の内容	レンタルビデオ・DVD・CD等レンタル事業及びアミューズメント施設運営事業
連絡先	連絡者 株式会社ウェアハウス 管理本部総務担当マネージャー 岩崎 秀人 連絡場所 東京都足立区保木間一丁目1番19号 電話番号 03 - 3860 - 7801
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(平成25年2月8日現在)

氏名又は名称	石田 満
住所又は所在地	東京都足立区保木間一丁目1番19号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 常務取締役
連絡先	連絡者 株式会社ウェアハウス 管理本部総務担当マネージャー 岩崎 秀人 連絡場所 東京都足立区保木間一丁目1番19号 電話番号 03 - 3860 - 7801
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成25年2月8日現在)

氏名又は名称	植田 季明
住所又は所在地	東京都足立区保木間一丁目1番19号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社ウェアハウス 管理本部総務担当マネージャー 岩崎 秀人 連絡場所 東京都足立区保木間一丁目1番19号 電話番号 03 - 3860 - 7801
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成25年2月8日現在)

氏名又は名称	後藤 博一
住所又は所在地	東京都足立区保木間一丁目1番19号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 株式会社ウェアハウス 管理本部総務担当マネージャー 岩崎 秀人 連絡場所 東京都足立区保木間一丁目1番19号 電話番号 03 - 3860 - 7801
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

【所有株券等の数】

株式会社ウェアハウス

(平成25年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式805,056株(所有割合7.50%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

石田 満

(平成25年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	206(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	206		
所有株券等の合計数	206		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

植田 季明

(平成25年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	338(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	338		
所有株券等の合計数	338		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

後藤 博一

(平成25年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	61(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	61		
所有株券等の合計数	61		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 後藤博一氏は小規模所有者に該当いたしますので、後藤博一氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月8日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者が公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。この場合、対象者は市場価格にて当該自己株式を買い受ける意向です。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

公開買付者と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

決算年月	平成22年3月期 (第22期)	平成23年3月期 (第23期)	平成24年3月期 (第24期)
対象者への売上	481,625	1,178,112	939,412
対象者からの仕入		282,944	

公開買付者の連結子会社と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

決算年月	平成22年3月期 (第22期)	平成23年3月期 (第23期)	平成24年3月期 (第24期)
対象者への売上	587,263		737,564
対象者からの仕入			

(注1) については、平成22年3月期(第22期)は株式会社ゲオサプライ(平成22年10月1日に公開買付者が吸収合併)が対象者と取引をしており、平成24年3月期(第24期)については株式会社ゲオ(平成23年11月1日に公開買付者から会社分割により新設された子会社)が対象者と取引をしております。

(注2) 記載の数値につきましては、監査法人による監査を受けたものではありません。

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、当社から打診のあった本公開買付価格に関する対象者社内における検討及び当社との交渉は、利益相反を回避すべく、4名の兼務役員(清水松生氏(株)ゲオホールディングス取締役兼務)、吉川恭史氏(株)ゲオホールディングス取締役兼務)、光安浩二氏(株)ゲオディノス代表取締役兼務)、今井則幸氏(株)ゲオ取締役兼務)の関与を排除し、兼務役員でない対象者取締役である石田満氏と植田季明氏の2名が全て行ったとのこと、両取締役は、本公開買付け後の地位保障について当社と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して当社から利益供与を受けたこともないとのこと。なお、両取締役はそれぞれ対象者株式を20,620株(所有割合:0.19%)、33,800株(所有割合:0.32%)所有する少数株主(所有株式数の合計:54,420株、所有割合:0.51%)であり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う人選として妥当であると考えているとのこと。

本件決議を行うにあたっては、利益相反のある兼務役員の4名は審議・決議に加わっていないとのこと。そして、本件決議において、本公開買付けは、対象者企業価値を向上させるものであること、公正な手続を通じて株主が受けべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、本公開買付価格及びその決定過程が妥当であることから判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役(取締役6名中、出席取締役2名)の全員一致で決議したとのこと。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員(3名)が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、ポケットマネーで楽しめるレジャーを、リーズナブルな価格でお客様に提供するという経営方針のもと、マルチパッケージ(DVD・CD・ゲームソフト・書籍などの商品群)をマルチサプライ(レンタル・リユース販売

・新品販売)にて提供する「ゲオショップ」に加え、総合リユースショップの「セカンドストリート」、衣料・服飾雑貨専門のリユースショップの「ジャンプストア」の運営を主軸とし、その他ゲームセンター等の娯楽施設の運営等、さまざまな楽しさを提供するサービスを全国に展開しております。

一方、対象者におきましては、「ウェアハウスに行けば、何か楽しいことに会える」をコンセプトに、DVD・CD等のレンタル、ゲーム、ビリヤード、カラオケなどの余暇関連サービスの提供を行っております。

当社と対象者の関係につきましては、平成16年11月に包括的な業務・資本提携を行い、その後、対象者との更なる連携のため対象者を連結子会社とすることを目的として平成22年公開買付けにより、当社の対象者株式所有割合は60.22%（平成22年公開買付けの決済の開始日である平成22年7月2日現在）となり、対象者は当社の連結子会社となり現在に至っております。

一方で、昨今の経済状況につきましては、依然として消費者の生活防衛意識の高まりや節約志向は続いており、消費を取り巻く環境は厳しさが増しております。さらに、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小等の環境変化から、主要客層の獲得のため、消費者の新たなニーズへの対応が必要となっております。

このような状況の中、今後、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループとして必要である状況となりました。当社は、当社グループが提供する商品やサービス、店舗網を活かし、消費者のニーズを捉えた営業施策を実施していくことが最重要課題であるとの認識のもと、対象者との統合の必要性について検証を重ねました。そして、当社と対象者が統合した場合には、当社グループの店舗網がこれまで中部地方を中心とした展開となっており、関東地方における基盤が比較的手薄であったところ、従来から関東地方において一定の店舗網を構築してきた対象者との協業を図れることにつながり、相互に地理的補完ができるようになり、両者の知名度向上に寄与するメリットが大きいとの考えを持つに至り、平成24年12月頃から本公開買付けについて対象者と協議・検討を開始しました。その結果、対象者を含む当社グループ全体の企業価値の向上及び継続的な発展を可能とするためには、店舗運営面を中心に、対象者との情報共有を一層強化し、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行えうる体制を整え、当社と対象者が一体となって、柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが不可欠であるとの認識に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような戦略を迅速に意思決定して実施していくためには、当社が対象者の全株式を取得する方法により、対象者を当社の完全子会社とすることが最善の策であるとの結論に達しました。

また、対象者を当社の完全子会社とし、より一層の緊密な関係を構築することで、人材の再配置や業務の分担をグループ全体で考慮できることによる人材効率化に加え、適正な資金配分によるグループ全体での有利子負債の圧縮による費用負担の軽減が見込まれます。更には、当社グループの事業セグメントの見直しによる、機動的な再編も選択肢に加えうるものと考えます。

以上を踏まえ、本公開買付けを実施することが当社グループの収益力強化に繋がるとの結論に至り、最終的に平成25年2月7日開催の当社取締役会において対象者を完全子会社化することを目的とする本公開買付けの実施を決議いたしました。なお、本公開買付け後において、対象者の役員構成は現状を維持し、当社から役員の追加派遣は予定しておりません。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者が当社の連結子会社であることを勘案し、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月4日付けでみずほ証券から株式価値算定書を受領しました。当社は、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーの選定にあたっては、当該業務取扱実績も勘案して決定しております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。みずほ証券は、株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価法、DCF法及び類似会社比較法の各手法によって対象者の株式価値の算定を行いました。当該各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	213円から221円
DCF法	256円から361円
類似会社比較法	284円から389円

市場株価法では、平成25年2月4日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日の終値（221円）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値（221円、小数点以下を四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値（213円、小数点以下を四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値（218円、小数点以下を四捨五入）を基に、1株当たりの価値の範囲を213円から221円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等、一般に公開された情報等を考慮した平成24年9月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を256円から361円までと分析しております。なお、DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画において、大幅な増減収及び増減益を見込んでおりません。

類似会社比較法では、対象者と事業内容が比較的類似する上場企業の市場株価や収益性を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を284円から389円までと分析しております。

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書に記載された分析結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向等、本公開買付けにおける応募数の見通し等も総合的に勘案し、本公開買付価格について検討し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成25年2月7日に本公開買付価格を1株当たり300円と決定いたしました。なお、平成22年公開買付価格（410円）と本公開買付価格（300円）との差額（110円）につきましては、対象者株式の東京証券取引所市場における株価水準が変動したこと（平成22年公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値が327円であったところ、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値は220円）に加えて、公開買付価格に対するプレミアム水準（平成22年公開買付価格（410円）の当該公開買付けの届出日の前営業日である平成22年5月14日の株価終値327円に対するプレミアムが25.38%（小数点以下第三位を四捨五入）であったところ、本公開買付価格（300円）の当該公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の株価終値220円に対するプレミアムは36.36%（小数点以下第三位を四捨五入））に相違があること、また、みずほ証券から本公開買付けにおいて取得した対象者株式に関する株式価値算定書を反映したことにより生じたものとなります。

なお、本公開買付価格300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月6日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値（220円）に対して36.36%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成25年1月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（221円）に対して35.75%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年11月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（213円）に対して40.85%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成24年8月7日から平成25年2月6日まで）の終値単純平均（218円）に対して37.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

また、本書提出日の前営業日である平成25年2月7日の対象者株式の東京証券取引所市場における終値（224円）に対して33.93%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格となっております。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において、対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、及び従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、当社は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である虎ノ門監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月6日付で虎ノ門監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、虎ノ門監査法人からは本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。なお、虎ノ門監査法人は、対象者が提出した事業計画に基づき、市場株価法、DCF法の各種法を用いて分析を行い、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値算定として示されているとのことです。

市場株価法では、算定基準日を平成25年2月6日、算定期間を平成24年8月7日から平成25年2月6日までの6ヶ月間とし、過去1ヶ月（終値単純平均221円、出来高加重平均220円、小数点以下を四捨五入）、3ヶ月（終値単純平均213円、出来高加重平均213円、小数点以下を四捨五入）、6ヶ月（終値単純平均218円、出来高加重平均217円、小数点以下を四捨五入）の対象者株式の市場株価の終値単純平均値及び日々の出来高加重平均値の最大及び最小をレンジとして採用して算定されているとのことです。

DCF法では、エクイティキャッシュフロー法（株主に帰属するキャッシュ・フローを適正な資本コストで割引評価する方法）により、対象者の平成25年3月期から平成30年3月期までの事業計画及びその関連データを基礎として、同計画最終年度の水準が継続するものと仮定してキャッシュ・フローを算定し対象者株式価値が算定されているとのことです。なお、同事業計画には大幅な増減収及び増減益が見込まれる年は含まれていないとのことです。その結果、市場株価法では213円から221円、DCF法では287円から306円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されているとのことです。

また、対象者は、虎ノ門監査法人による株価算定手法に関して、対象者の社外監査役2名より、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを踏まえれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である旨の意見書を取得しているとのことです。

一方、本新株予約権は、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、新株予約権者は権利行使時において対象者の従業員であることを要する（ただし、対象者の従業員の地位を喪失した後、対象者並びに対象者の子会社及び関連会社の取締役、監査役、ないし従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではありません。）とされており、また本新株予約権を譲渡するには対象者の取締役会の承認を要するものとされています。従って、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、当社は本新株予約権の買付価格を1個当たり1円と決定いたしました。なお、対象者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け価格について、第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

対象者における社外監査役からの少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社が対象者の支配株主であること等を勘案して、対象者の社外監査役である市川彰弘氏（税理士）及び坂巻靖哲氏（公認会計士）の2名から、少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書（平成25年2月6日付）を取得したとのことです。かかる意見書の概要は次のとおりとのことです。すなわち、本公開買付価格の交渉経緯について、対象者の取締役6名のうち当社ないし当社グループ会社の兼務役員4名（清水松生氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史氏（株）ゲオホールディングス取締役兼務）、光安浩二氏（株）ゲオディノス代表取締役兼務）、今井則幸氏（株）ゲオ取締役兼務）を排除して公正性が担保された非兼務取締役2名（石田満、植田季明）が交渉・検討を行ったことは妥当である。虎ノ門監査法人による株価算定手法について、対象者が事業継続を前提とする上場会社であることを勘案すれば、対象者の株価算定方法として市場株価法及びDCF法を用いたことは妥当である。対象者が平成24年10月25日付で公表した本下方修正開示について、本下方修正開示はその時期・内容ともに法令に従った適切なものであり、本下方修正開示は帳簿上過大に評価されていた対象者の企業価値を現実の企業価値に引き直した結果によるものであるため、本下方修正開示を織り込んだ後の株価こそが適性株価であり、さらに、本下方修正開示前後の対象者の株価を分析した結果、本下方修正開示による対象者の株価下落インパクトは本公開買付けの開始までに十分な時間があることから市場において本下方修正開示を踏まえた対象者株式の取引が形成されており、本下方修正開示が本公開買付価格に不当な影響を与えたことは認められない。本公開買付価格の妥当性担保に関して、比較的長期の公開買付期間、対象者の買収防衛策の不導入、対象者と対抗的買収者との接触を禁じる等の取引

保護条項の不存在を考慮すれば、本公開買付けは対抗的買収者の出現余地を残しており本公開買付価格の妥当性は担保されている、利益相反の排除について、早期から当社及び対象者とは独立した弁護士からのリーガルアドバイスを獲得して最終的には同弁護士から本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書を取得し、本件決議を行った取締役会からは特別利害関係人が排除され、完全子会社化手続を実施する予定時期及びその対価が本公開買付価格と同等となる予定であることを明示することにより、少数株主に対する強圧性の問題も解決できている、そして結論として、本公開買付価格は、その金額及び決定過程のいずれも、少数株主にとって不利益なものではなく保護の観点から見て妥当であり、本件決議の内容も少数株主にとって不利益なものでない保護の観点から見て妥当である、とする旨を内容とする意見書とのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、当社及び対象者とは独立した森の風法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、森の風法律事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねたとのことです。また、森の風法律事務所より本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等が妥当である旨の意見書（平成25年2月6日付）を受領したとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、当社から打診のあった本公開買付価格に関する対象者社内における検討及び当社との交渉は、利益相反を回避すべく、4名の兼務役員の関与を排除し、兼務役員でない対象者取締役である石田満氏と植田季明氏の2名が全て行ったとのことです。両取締役は、本公開買付け後の地位保障について当社と何らの合意をしておらず、本公開買付けに関連して当社から利益供与を受けたこともないとのことです。なお、両取締役はそれぞれ対象者株式を20,620株（所有割合：0.19%）、33,800株（所有割合：0.32%）所有する少数株主（所有株式数の合計：54,420株、所有割合：0.51%）であり、この点からも両取締役は少数株主の利益を代表して本公開買付価格の検討・交渉を行う人選として妥当であると考えているとのことです。

本件決議を行うにあたっては、利益相反のある兼務役員の4名は審議・決議に加わっていないとのことです。そして、本件決議において、本公開買付けは、対象者企業価値を向上させるものであること、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであること、本公開買付価格及びその決定過程が妥当であることから判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨、他方、本新株予約権に関しては、対象者の従業員に対してストック・オプションとして発行され、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円に設定されているため、本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役2名）の全員一致で決議したとのことです。また、対象者の上記取締役会には、対象者の社外監査役を含む監査役の全員（3名）が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権の保有者については本公開買付けに応募するか否かについて新株予約権者の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断の機会を確保しつつ、当社以外の者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っており、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月
最高株価(円)	230	238	243	210	219	227	225
最低株価(円)	213	218	196	196	201	215	214

(注) 平成25年2月については、2月7日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期(自 平成22年1月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月29日関東財務局長に提出

事業年度 第33期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月8日関東財務局長に提出

事業年度 第34期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月14日関東財務局長に提出
する予定です。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ウェアハウス

(東京都足立区保木間一丁目1番19号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

(1) 平成25年3月期第3四半期決算短信

対象者は、東京証券取引所において、平成25年1月24日に「平成25年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成25年3月期第3四半期決算短信の概要
損益の状況

会計期間	平成25年3月期 (第3四半期累計期間)
売上高	6,676,778千円
売上原価	3,058,368千円
販売費及び一般管理費	3,700,484千円
営業外収益	14,797千円
営業外費用	30,596千円
四半期純損失	2,978,266千円

1株当たりの状況

会計期間	平成25年3月期 (第3四半期累計期間)
1株当たり四半期純損失	300.14円
1株当たり配当額	円

対象者によれば、対象者は、公開買付期間中の平成25年2月14日に、第34期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定とのことです。

(2) 株主優待制度の廃止

対象者は、平成25年2月7日に「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、株主優待制度を廃止する旨を決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。